

林野火災注意報

の運用が始まります

林野火災注意報とは

林野火災の予防上注意を要する気象状況になった際には「**林野火災注意報**」を発令し、発令区域での火災予防条例に定める「火の使用の制限」について、努力義務を課すこととなります。さらに、林野火災の予防上危険な気象状況になった際には「**火災警報**」を発令し、発令区域内での火災予防条例に定める「火の使用の制限」について、義務を課すこととなります。

林野火災注意報発令基準

以下の①又は②のいずれかの条件に該当する場合。

- ① 前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 前30日間の合計降水量が30mm以下
- ② 前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 乾燥注意報が発表

※ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、この限りではない。

火災警報発令基準

注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表されている場合。

その他

林野火災注意報が発令された場合は、防災行政無線、市町村メール等により広報を行います。
また、火災警報が発令された場合は上記に加え、吹き流し、掲示板等でもお知らせします。

火災警報が発令された場合の制限

火災予防条例第29条の規定により、以下の「火の使用の制限」がかかります。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて広域連合長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- (6) 残火（たばこの吸殻を含む。）取灰又は火粉を始末すること。

令和8年1月1日 施行



上伊那広域消防本部 予防課

「火の使用の制限」に従わなかった場合の**罰則**

消防法により、30万円以下の罰金又は拘留に処することが定められています。